

昭和村障がい者計画
第7期昭和村障がい福祉計画
第3期昭和村障がい児福祉計画

地域で包み込み 支えあう 共に生きるむらづくり

令和 6 年3月
群馬県利根郡昭和村

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1.計画策定の趣旨と背景	1
2.計画の位置づけ	2
3.計画の期間	4
4.計画の対象者	4
5.障がい福祉制度の動向	5
第2章 昭和村を取り巻く現状.....	7
1.人口の状況	7
2.障がい者の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	13
1.計画の基本理念	13
2.基本目標	14
第4章 障がい者計画.....	15
1.障がいへの理解と認識の促進	15
2.生活支援サービスの充実	16
3.保健・医療体制の充実	17
4.療育・教育体制の充実	18
5.就業・社会参加の促進	19
6.コミュニケーション環境の充実	20
7.社会生活環境の充実	20
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	21
1.令和8年度の成果目標	23
2.障害福祉サービスの見込量と確保策	28
3.障害児支援の見込量と確保策	34
4.地域生活支援事業の見込量と確保策	36
5.その他の活動指標	42
第6章 計画の推進体制	46
1.計画の推進に向けて	46
2.計画の点検・評価	47
資料編	48

第Ⅰ章 計画策定にあたって

I. 計画策定の趣旨と背景

昭和村では、障がいのあるなしに関わらず地域住民が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう、すべての人を地域で包み込み、お互いに助けあう社会を目指すソーシャルインクルージョンの理念に沿い、平成27年度からの「昭和村障害者計画」及び平成30年度からの「第5期昭和村障害福祉計画」「第1期昭和村障害児福祉計画」を進めてきました。

この間、国では「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」において、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化するなか、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による「合理的配慮」の提供が義務化され、更には令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報（アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することなどが規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が制定され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置について定められてきているところであります。

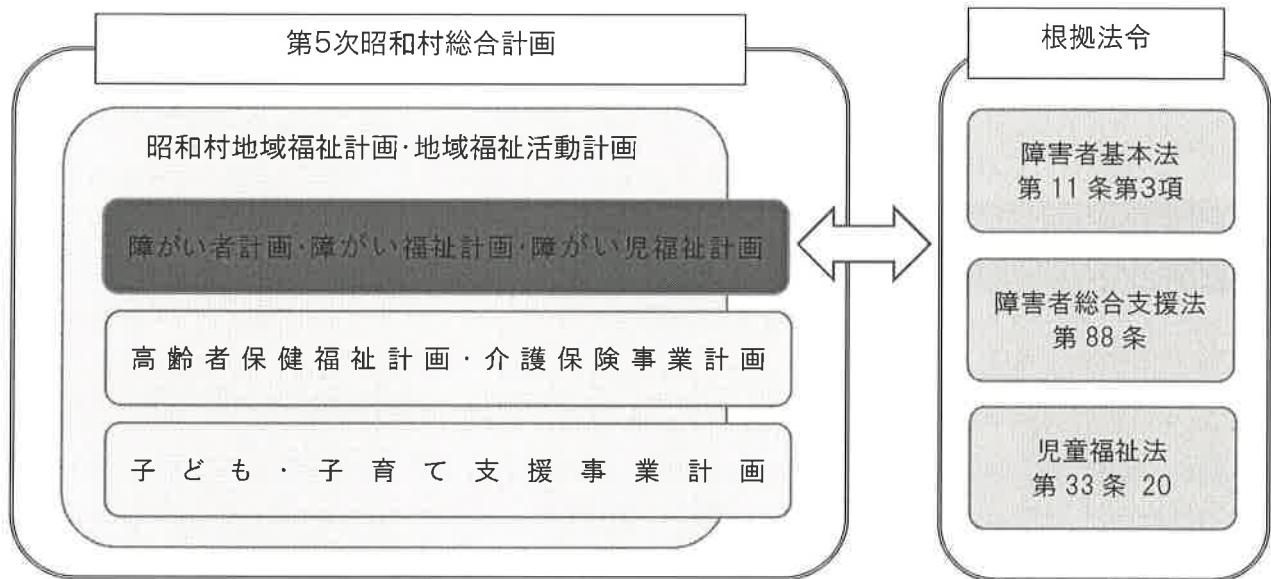
そして、昭和村では令和3年3月に「第6期昭和村障がい福祉計画」、「第2期昭和村障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきましたが、令和5年度をもって、「第6期昭和村障がい福祉計画」及び「第2期昭和村障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下、「国の指針」という。）に則して、令和3年3月に策定している「昭和村障がい者計画」と調和を保つとともに、これまでの昭和村の取り組みや障がい者のニーズを踏まえた見直しを行い、令和6年度を初年度とする「第7期昭和村障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

「市町村障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、昭和村の障害者施策に関する基本的な計画として策定するものです。また、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。本計画は、上記3計画を一体的に策定するものです。

また、村の最上位計画となる「第5次昭和村総合計画」をはじめ、「昭和村地域福祉計画」の分野別計画として、関連諸計画との整合を保ちながら、今後の障害福祉サービスなどの目標値の設定や見込量等を定めます。

■本計画の位置づけ



■障害者基本法

(障害者基本計画等)

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4~5略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一緒にものとして作成することができる。

(7~12 略)

■児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4~5略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一緒にものとして作成することができる。

3. 計画の期間

昭和村障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、中間である令和5年度に見直しを行うものとします。

第7期昭和村障がい福祉計画及び第3期昭和村障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とし、国の方針や定期的な評価等に従い、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画の期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度			
第5次総合計画	平成27年度～ 基本構想 (10年間)					第6次計画 基本構想						
	令和2年度～ 後期基本計画 (5年間)					第6次 前期基本計画						
地域福祉計画	平成29年 度～ (5年間)	第2次計画(5年間)					第3次計画(5年間)					
障がい者計画	(6年間)					次期計画						
障がい福祉計画	第6期 (3年間)		第7期(3年間)			第8期(3年間)						
障がい児福祉計画	第2期 (3年間)		第3期(3年間)			第4期(3年間)						

4. 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条第1号で定める障がいの定義を基に、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、高次脳機能障がい、その他の心身の機能障がいや難病等の人を対象とします。

また、地域共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、すべての村民が相互に助け合い・支え合うための主体的な取り組みを求めるものです。

5. 障がい福祉制度の動向

近年の障がい福祉制度の動向は次の通りです。

■障害者施策にかかる主な関連法令の動向

年 度	関連法令等	概 要
平成 23 年	○障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none">・目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	○障害者虐待防止法の施行 ○障害者自立支援法の一部改正 ○児童福祉法の一部改正	<ul style="list-style-type: none">・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定・相談支援の充実、障害児支援の強化など・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者雇用促進法の一部改正 ○公職選挙法の一部改正 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の成立 ○障害者の権利に関する条約の批准	<ul style="list-style-type: none">・障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど・法定雇用率の引き上げ・成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す・公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	○障害者総合支援法の改正	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	○障害者総合支援法の改正 ○難病医療法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービスの対象となる疾病的拡大・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病的拡大
平成 28 年	○障害者差別解消法の施行 ○障害者雇用促進法の改正 ○発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none">・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供・法定雇用率算定に精神障害者が加わる・基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成 30 年	○障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ○障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	○障害者雇用促進法の改正 ○読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none">・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進
令和 2 年	○聴覚障害者等に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none">・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るための基本方針の策定
令和 3 年 施行	○「社会福祉法」等の改正 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none">・地域共生社会の実現のための市町村の包括的な支援体制の構築の支援や重層的支援体制整備等の新事業の創設・医療的ケア児の成長を図るとともに家族の離職防止を図り、安心してこども育てることができる社会の実現に寄与することができる目的として制定
令和 4 年 施行	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立 (正式法律名：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)	<ul style="list-style-type: none">・すべての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定

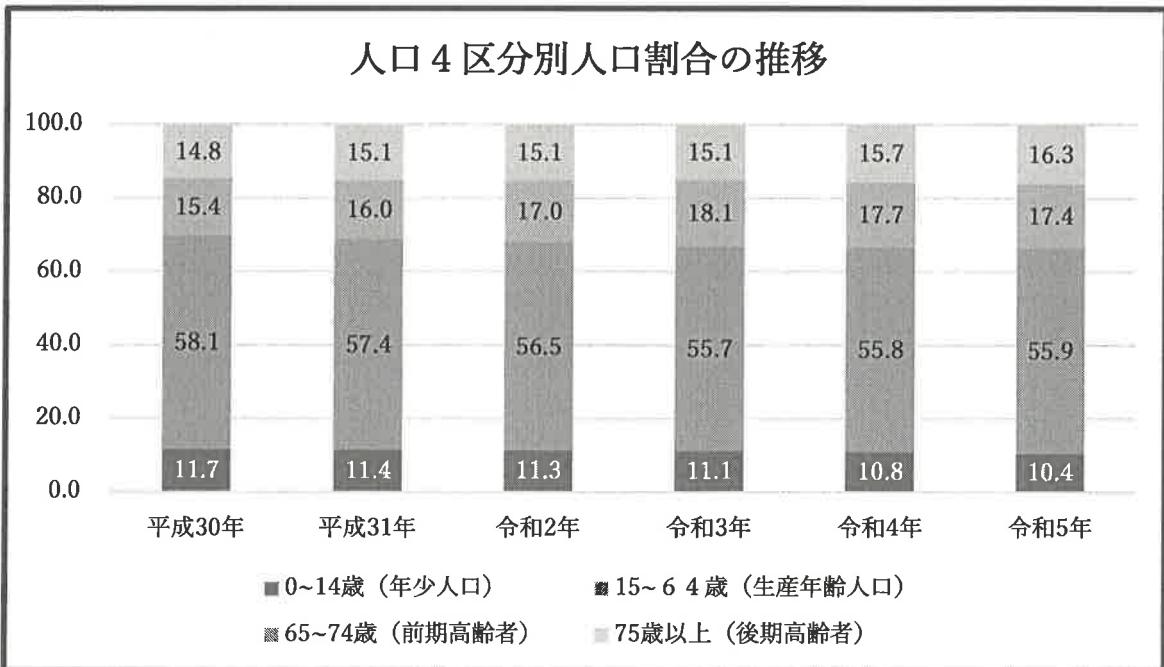
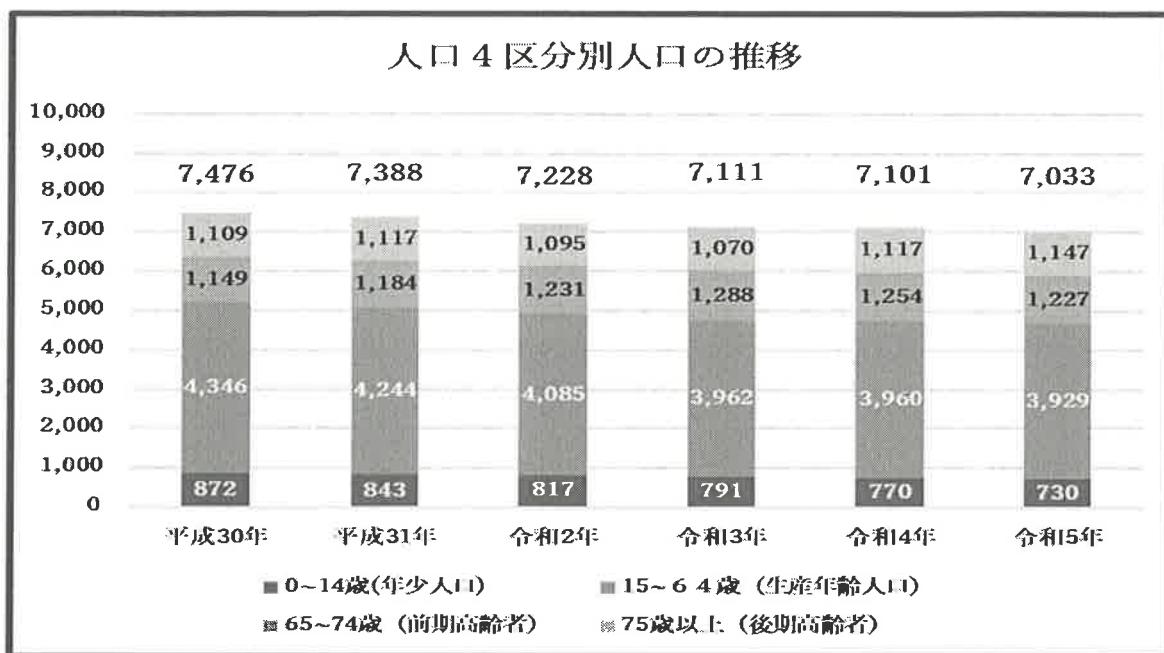
令和 5 年 施行	○昭和村成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務実施要綱の制定	・成年後見制度の利用促進にかかる中核機関運営業務の実施について必要な事項を定めるための制定（運営業務については、令和 5 年 9 月 1 日に昭和村社会福祉協議会と業務連携を締結）
令和 6 年 施行	○障害者総合支援法の改正 （正式法律名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する	・障害者の地域生活や就労支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望者やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる法律を制定 ・障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るために、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる法律を制定（合理的配慮の義務化）

第2章 昭和村を取り巻く現状

I. 人口の状況

総人口の推移は、平成30年以降減少傾向となっており、令和5年現在で7,033人となっています。

人口4区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少している中、前期高齢者と後期高齢者を合わせた高齢者人口は緩やかに増加しています。割合としても、令和5年現在で高齢化率が33.8%となっております。



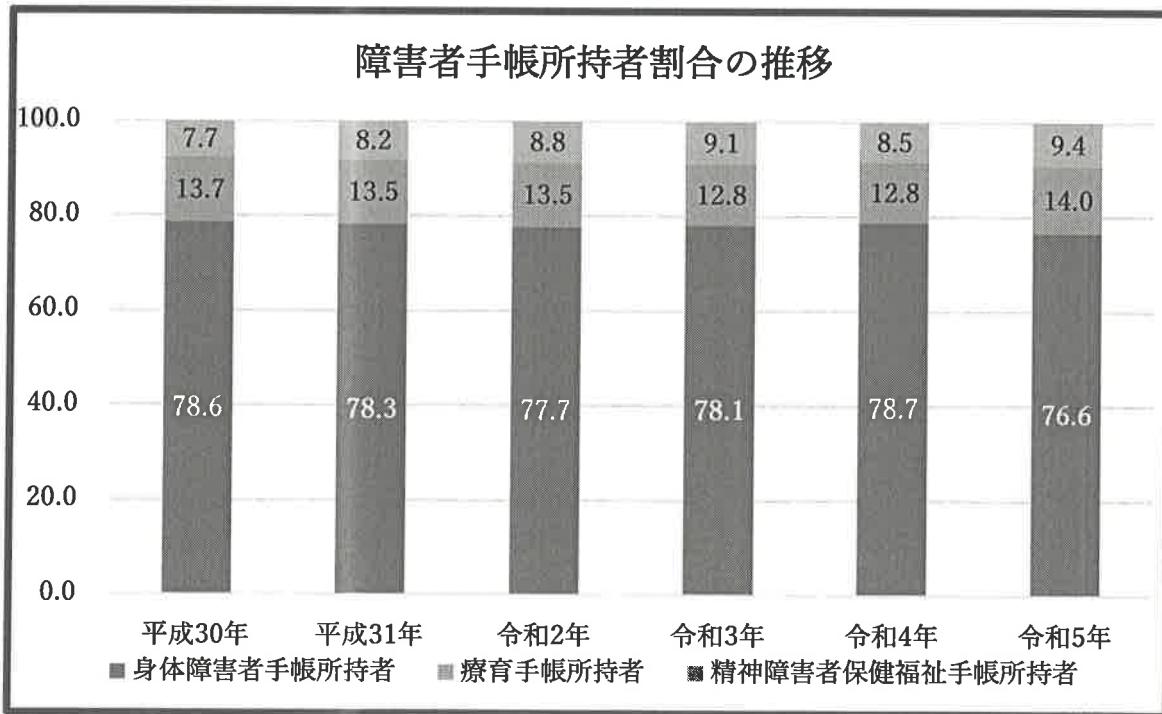
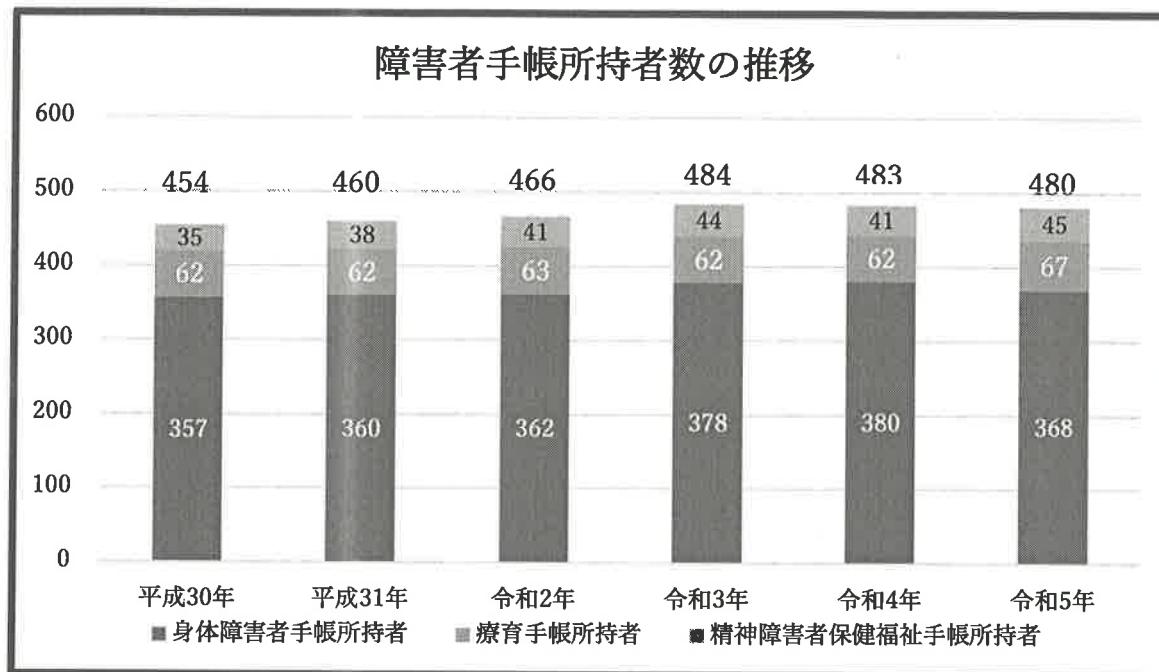
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

2. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

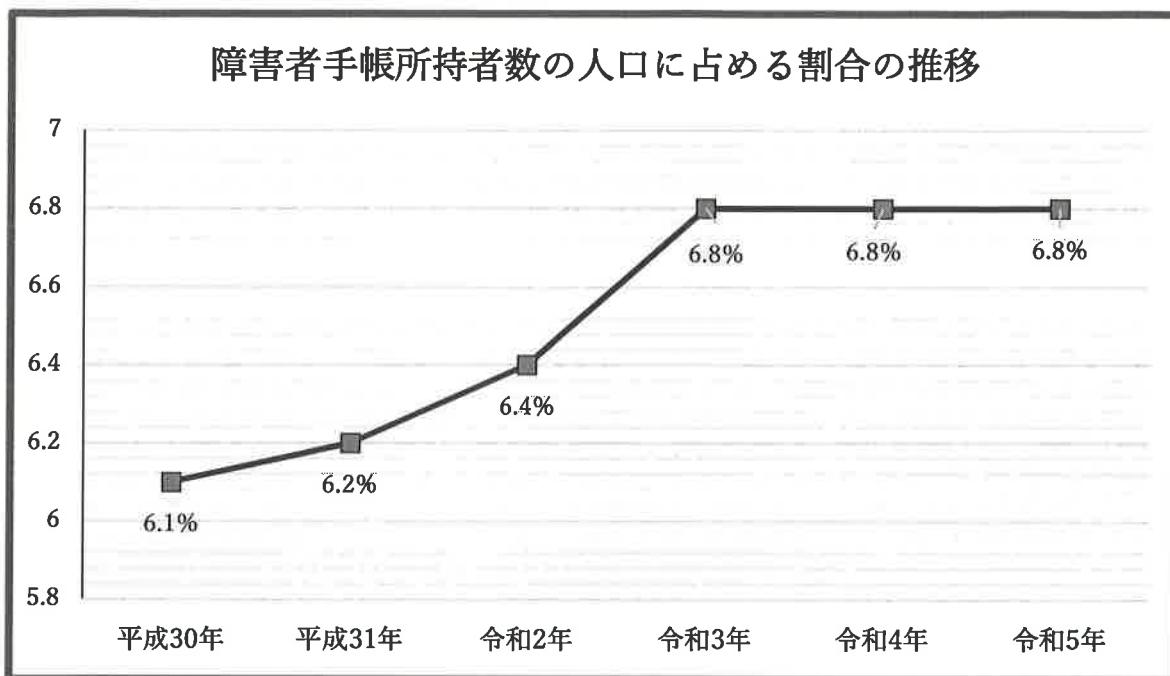
障害者手帳所持者は、平成30年から令和3年にかけて増加傾向にありましたが、令和4年から、ほぼ横ばいで推移しています。

障がい種別にみると、令和5年は身体障害者手帳所持者の占める割合が減少傾向であるものの療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向になっています。



資料:(各年4月現在)

障害者手帳所持者数の人口に占める割合は、人口が減少している中、障害者手帳所持者数は、令和3年から横ばいで推移しています。

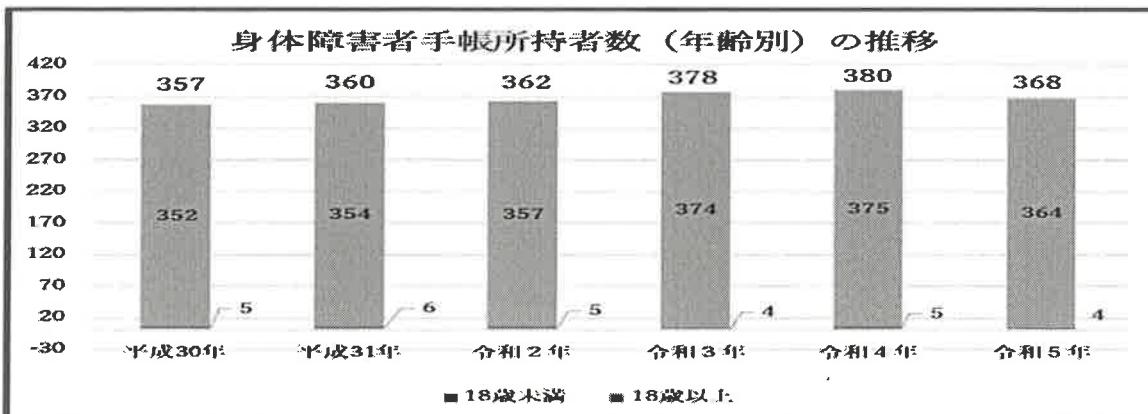
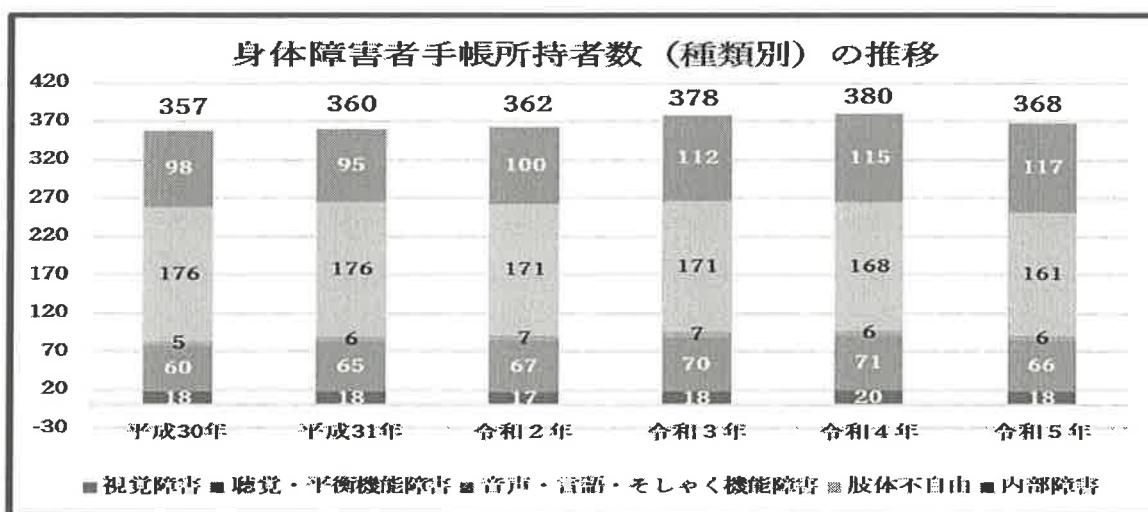
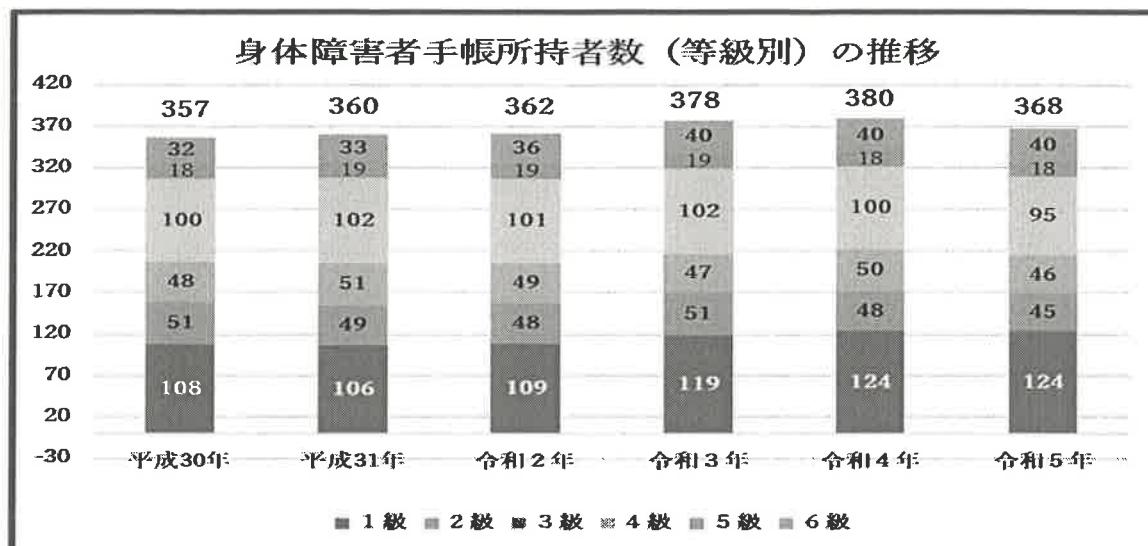


資料；住民基本台帳（各年 10月1日現在）

健康福祉課（各年 4月現在）

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「1級」と「4級」が特に多く推移しています。種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く推移しています。年齢別についてみると18歳以上がほとんどとなっています。

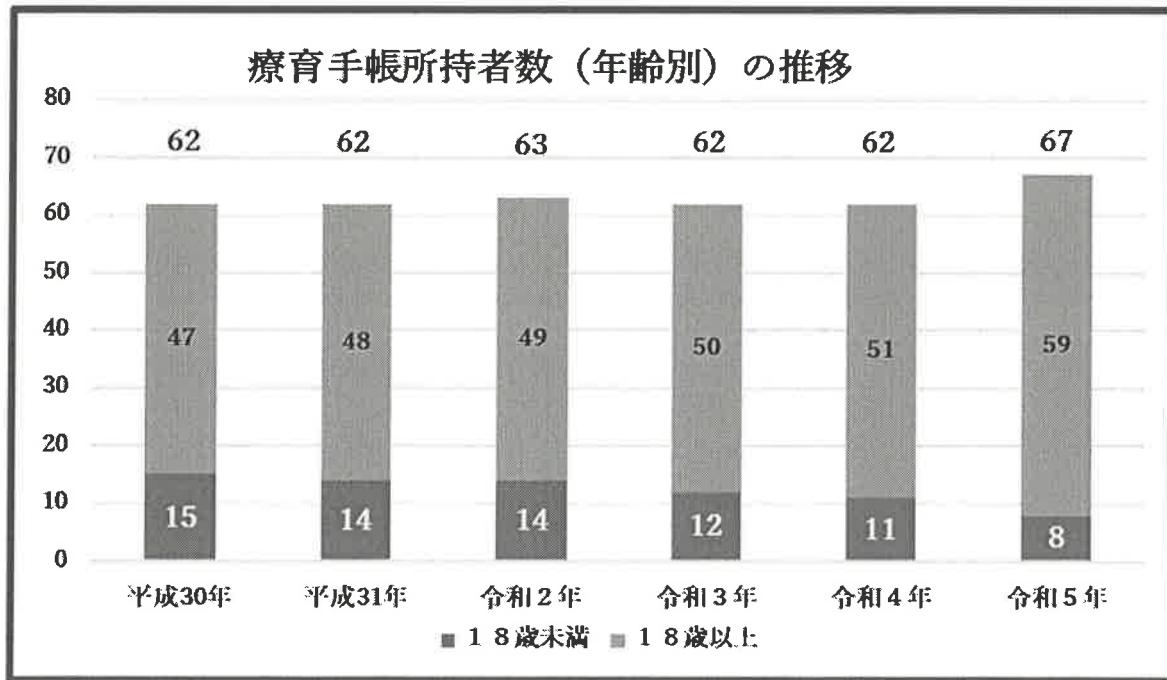
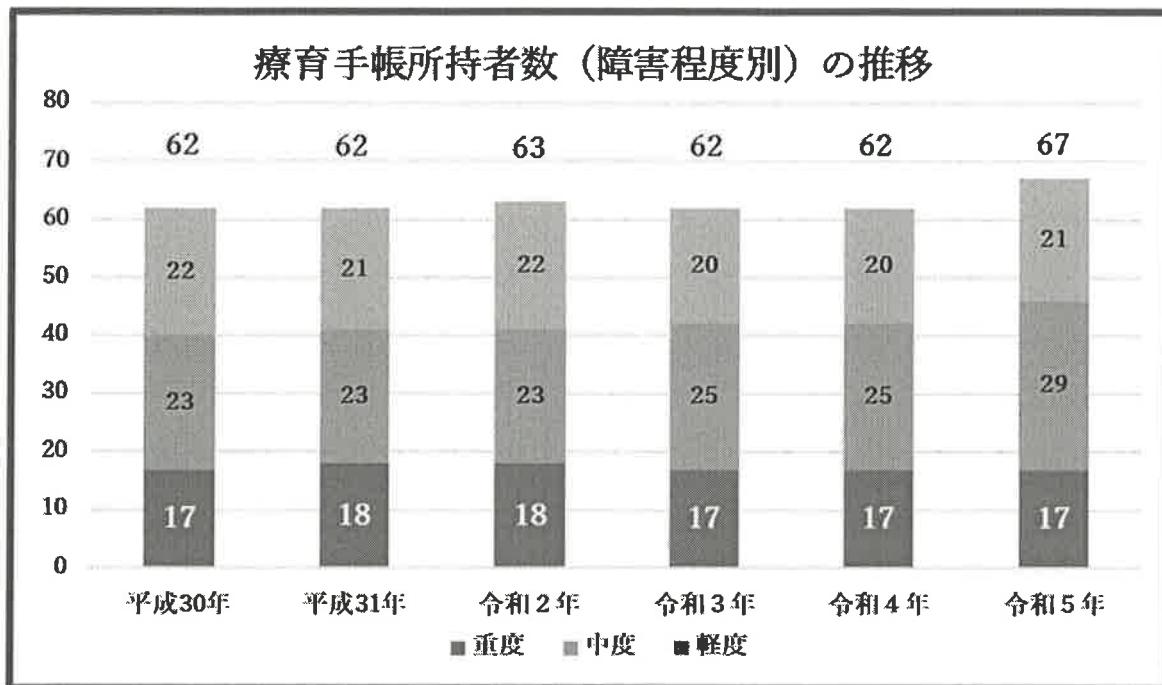


資料 健康福祉課（各年4月現在）

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数を等級別にみると、令和4年までは、重度と軽度がおおむね同程度で推移してきましたが、令和5年については中度が増加しています。

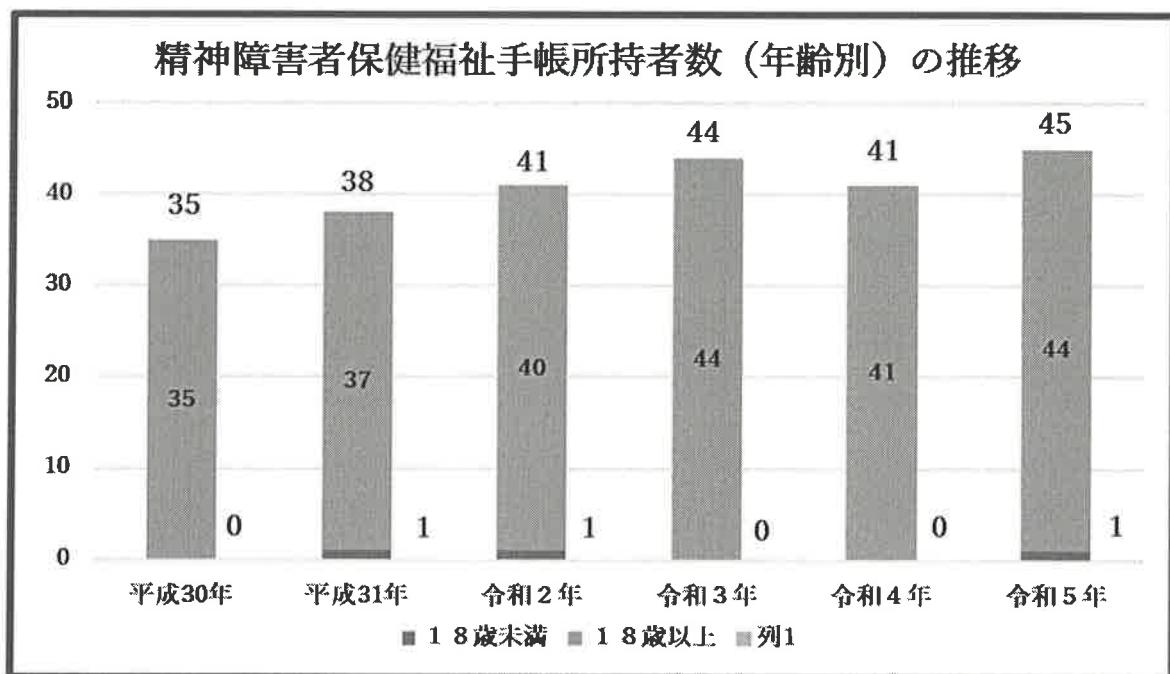
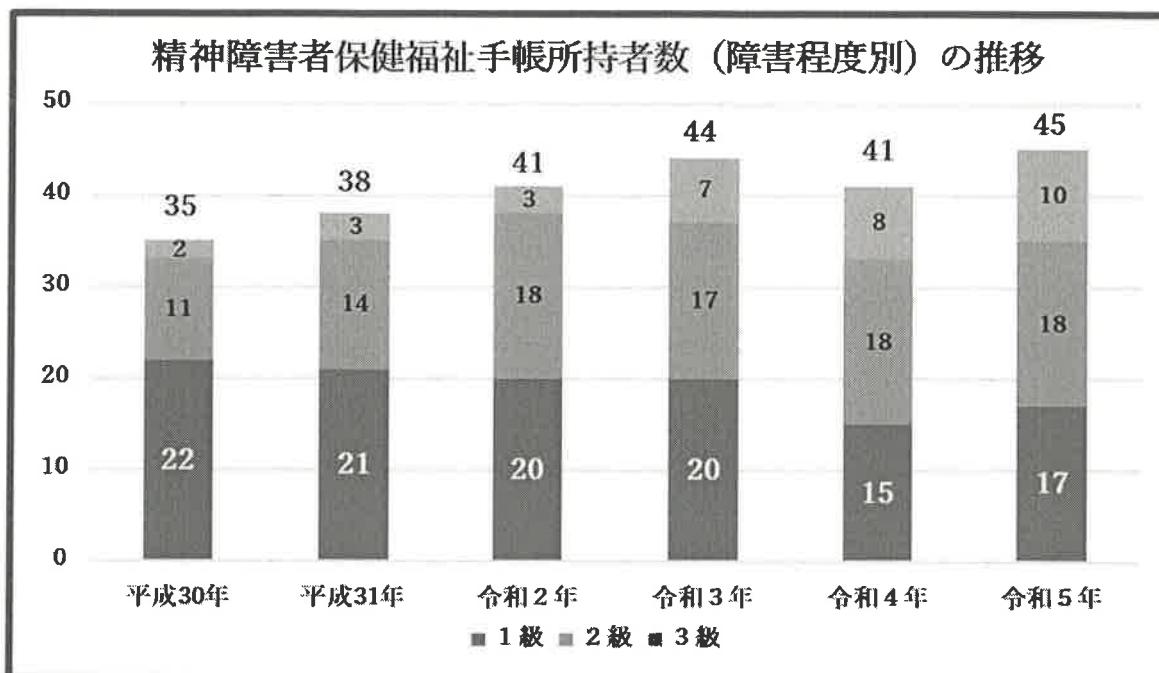
年齢別では、18歳以上が令和2年までは全体の7割程度でしたが、令和3年以降は8割以上になっています。



資料：(各年4月現在)

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、令和3年までは「1級」が多くなっていましたが、令和4年以降は「2級」が最も多くなっています。年齢別についてみると18歳以上がほとんどとなっています。



資料：(各年4月現在)

第3章 計画の基本的な考え方

I. 計画の基本理念

本村では、村の将来像を「みんなでつくろう 元気な昭和村」とし、福祉分野においては、「生涯安心 健康福祉のむらづくり」を掲げ、各施策に取り組んできました。

近年、障がい福祉分野では、障がいのあるなしに関わらず安心して地域で暮らすことができる社会の実現に向けて、法制度の改正等による整備が進められています。一方で、障がい福祉施策ではサービスの体系が難しくなっていることや、事業の実施において市町村が担う役割が増大化していることから、地域で障がいのある人の生活環境に格差が生まれている状況です。

本計画では、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう支え合いの社会を築くとともに、住民一人ひとりが、それぞれが持つ個性を理解し合い、認め合い、助け合い、共に生きるソーシャルインクルージョンの理念に沿った村づくりを目指します。

そのため、「第5期昭和村障害福祉計画」「第1期昭和村障害児福祉計画」において定めた基本理念を踏襲し、以下の通り掲げます。

～基本理念～

地域で包み込み 支えあう 共に生きるむらづくり

2. 基本目標

障がい者計画は、以下の7つの基本目標を基に施策を展開していきます。

- (1) 障がいへの理解と認識の促進
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 保健・医療体制の充実
- (4) 療育・教育体制の充実
- (5) 就業・社会参加の促進
- (6) コミュニケーション環境の充実
- (7) 社会生活環境の充実

第4章 障がい者計画

障がいのあるなしにかかわらずソーシャルインクルージョンの理念の普及と啓発を図り、人格と個性が尊重され、支えあって共生する社会の実現を目指し、以下の項目を基本目標とします。

I. 障がいへの理解と認識の促進

障がいのある人もない人も共に生活し活躍できる地域共生社会の実現には、誰もが障がいに関する正しい知識を持ち、障がいのある人への理解を深めることが重要です。

そのため、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取り払う「こころのバリアフリー」を浸透させ、社会のあらゆる場面で障がいを理由とする差別を解消するために働きかけていきます。

また、障がいのある人の生活を地域で支えていくためには、公的なサービスの充実に加えて、地域住民がお互いに支えあっていくことが大切です。自己の状況や希望に応じた適切なサービス等を利用しながら社会生活の幅を広げていくことができるよう、障がいに対する村民の理解を促進します。

取り組みの方向性

- 村の広報やメディアを活用し、障がいや障がいのある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。
- 地域の防災・防犯対策を含めた、日ごろからの住民同士のつながりを深めるため、地域における障がいのある人の把握に努めるとともに、地域コミュニティ活動の支援を図ります。
- 障がい者団体、ボランティア、N P O団体等と、保健・医療・福祉・教育等の関係団体及び村で、地域のネットワークを確立し、相互の理解を深めるとともに、様々な角度で障がいのある人への地域における支援を図れるような、ネットワーク体制の構築に努めます。

2. 生活支援サービスの充実

障がいのある人の日常生活を支えるためには、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、様々な障がい特性や年齢に応じたサービスの提供が必要です。そのため、障がいのある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な障がいのある人の人権や財産を侵害されることのないよう、その権利を守る体制等の充実を図ります。

また、障がいのある人の生命を脅かし、尊厳を害する虐待の予防や早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や支援等の体制を整備する必要があります。

障がいのある人が地域の中で安心して、豊かな生活を営んでいくためにも、フォーマルなサービスの充実だけでなく、インフォーマルなサービスを含め、地域全体で支えていく体制構築に取り組みます。

取り組みの方向性

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ① 障がい及び難病患者に共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障がい特性を理解した従事者の確保・養成を促し、きめ細かなサービスの充実に努めます。
- 障がいのある人の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進に努めます。
- 関係機関と連携し、障がいのある人の虐待の防止、早期発見に努めます。
- 障がいのある人を地域全体で支えていくよう、民生委員や社会福祉法人、サービス事業者、ボランティア等とネットワーク化を図り、連携の強化に努めます。

3. 保健・医療体制の充実

障がいのある人が心身ともに健やかに日常生活を送るためには、一人ひとりの生活習慣を改善し、生活の質の向上に向けた支援を行うことが重要です。

そのため、障がいの早期発見により、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることで、在宅生活の安定や社会参加の機会が得られるよう、各ライフステージに応じた適切な保健・医療サービスの提供に努めます。事故や疾病などから生ずる後天的な障がいに対しても、早期治療・早期療育といった体制をこれまで以上に充実していくことが求められます。

また、先天的・後天的に関わらず、障がいのある人が適切な医療・リハビリテーション・療育を受けられるよう、妊娠期・乳幼児期・学童期・成人期の各段階における健康診査や健康相談、訪問指導の場の活用を進めます。

さらに、近年、社会生活環境の複雑化に伴うストレスの増大等により、精神的健康を損なう人が増加しており、身体的なケアだけでなく心のケアに関心が高まってきています。心の健康に対し、村民に対する知識の普及・啓発に努めます。

取り組みの方向性

- 妊娠期からの健診体制・相談体制を充実し、障がい発生のリスクを軽減します。新生児期から幼児期まで発達段階における健康診査や家庭訪問、子育て支援相談会等により、障がいの早期発見と療育との連携、相談体制の充実を図ります。
- 保育園から学校、そして社会へと本人の困りごとに寄り添いながら、切れ目のない相談体制を築きます。
- 中高年以降における障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、特定健診を活用し、予防のための保健指導や教室等、健康づくりを推進します。
- 高齢化に伴い、介護保険事業と共通する事業については「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において展開、連携していきます。
- 精神疾患の正しい情報の提供・取得を目標に啓発するとともに、自立支援医療制度を利用し、適切な治療のために医療機関や関係機関との連携を密にしていきます。
- 精神障がい者の在宅生活を支援し、社会復帰を促進するため、精神保健相談や訪問指導等の取り組みを関係機関と連携しながら推進します。

4. 療育・教育体制の充実

障がいのある子どもの成長・発達には、乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で障がいを発見し適切な療育につなげるとともに、障がいの特性や制度に応じて個性を伸ばし、最大限に発揮できるようなサポートが重要です。

そのため、専門家や専門機関、教育機関等の連携を強化し、適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実や児童生徒の特性に応じた就学体制の構築等、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を充実します。

また、身近な地域で療育支援を受けられる体制の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制の充実に取り組みます。

さらに、子どもの成長を支える地域とも連携しながら、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

取り組みの方向性

- 障がいのある児童の保護者に対しては、子どもが安定した家庭生活を送るために成長過程に応じた療育・教育に関して、専門家や専門機関と連携した適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実をさらに促進します。
- 特別支援教育のさらなる充実を図るため、一人ひとりの特性に応じた教育の支援を行うとともに、特別支援学校や特別支援学級との連携をさらに強化し、個々のニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 子ども・子育て支援新制度における「昭和村子ども・子育て支援事業計画」や「昭和村要保護児童対策地域協議会」などの児童施策と連携し、地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

5. 就業・社会参加の促進

障がいのある人の就労に向けては、一人ひとりの意欲や適性・能力・状況に応じて、就労のための能力向上や職場適応の機会を確保することが重要です。

そのため、障害者就業・生活支援センター・ハローワーク、就労移行支援事業所等の関係機関等との連携を進め、就労環境の整備・改善や雇用の場の拡大、特別支援学校等との連携・協力による就業体験や就労開拓等、一人ひとりの特性やニーズに応じた就労支援に努めます。

また、障がいのある人が職場で良い関係性を築き就労を続けることができるよう、利根沼田自立支援協議会の就労支援部会において、雇用機会の拡大や企業への障がい者雇用に対する理解啓発を行うなど、障がいのある人の働く環境の整備に努めます。

さらに、障がいのある人の生活が豊かになるよう、スポーツ・レクリエーション、生涯学習・芸術活動などの余暇活動に自主的・積極的に参加できる機会の確保に努めます。

取り組みの方向性

- 障害者就業・生活支援センターとの連携を密にし、障がい者雇用の促進に努めます。
- ハローワークや就労移行支援事業所などのサービス事業所と連携し、就労環境の整備・改善、雇用の場の拡大を図ります。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設の活動紹介や生産品の販売等を支援します。
- 利根沼田自立支援協議会の就労支援部会において、雇用の場の拡大や企業への雇用への理解に関わる啓発等、障がい者雇用に対し、さらなる充実に努めます。
- 特別支援学校と連携・協力し、就業体験や就労開拓等、一人ひとりの特性やニーズに応じた高等部生徒の就労支援に努めます。
- 障がいのある人が取り組むスポーツやレクリエーション活動、生涯学習・芸術活動などの余暇活動について支援します。

6. コミュニケーション環境の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が求められます。

そのため、障がいのあるなしに関わらず、村の情報が分かりやすく伝わるよう、情報のアクセシビリティ（必要な情報を取得しやすいこと）に配慮し、情報を取得しやすい環境づくりに努めます。

また、コミュニケーション手段に制約を受ける者への情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めることで、障がいのある人の自立と社会参加の機会づくりに努めます。

さらに、身近な地域で気軽に相談できる相談窓口を充実するとともに、一人ひとりの心身の状況や意向等を踏まえて、適切な支援につなぐことのできる連携体制を強化します。

取り組みの方向性

- 障がいのある人が、その人にとって必要な情報を円滑に入手することができるよう、情報提供方法について適切な配慮を行うとともに、障がいのある人自身の情報入手のスキル向上に向けた支援を行います。
- 村の情報について、アクセシビリティに配慮して、誰もが分かりやすく、情報を取得しやすい環境づくりに努めます。
- 障がいのある人が困りごとを抱えず気軽に相談できるよう、相談窓口を充実します。

7. 社会生活環境の充実

障がいのある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するためには、物理的にもアクセスしやすい道路・交通などの社会環境の整備が重要です。

そのため、移動支援の促進や公共機関のバリアフリー化など、安全で利用しやすい交通アクセスの確保等、交通・移動対策の総合的な推進が求められています。

また、いざというときも安心して快適な生活を送ることができるよう、障がいのある人に配慮した防災等の安全対策、防災や交通安全の体制整備に取り組みます。

取り組みの方向性

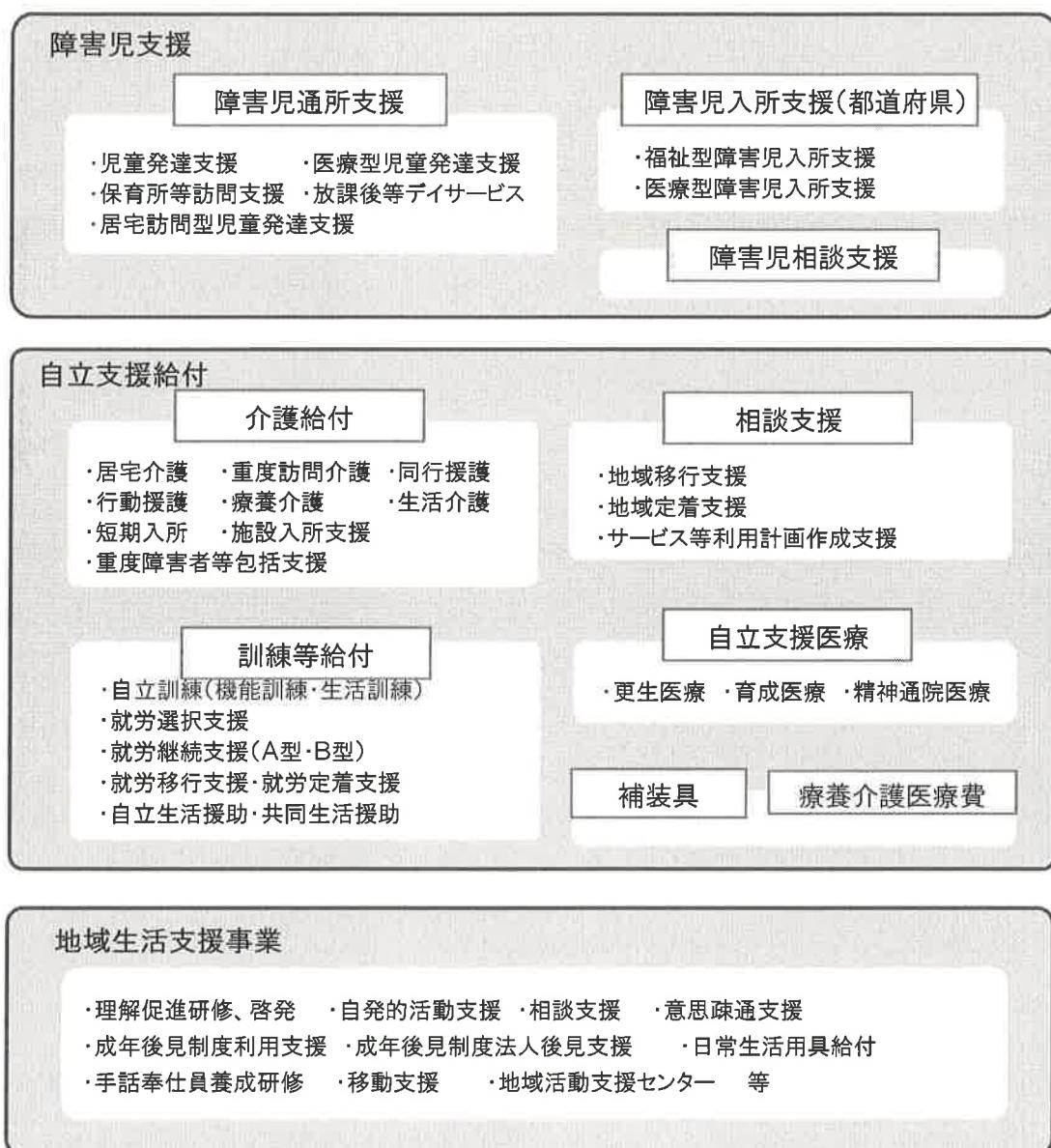
- 公共施設のバリアフリー化について、より一層、整備の推進に努めます。
- 緊急時を想定した防災や安全対策について、日頃から体制整備に努め、要援護者の把握に日常から努めます。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

サービスの構成

障害者総合支援法によるサービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟にサービスの提供を行う「地域生活支援事業」の2つに大別され、それらに加えて障がい児を対象とするサービスとして児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。

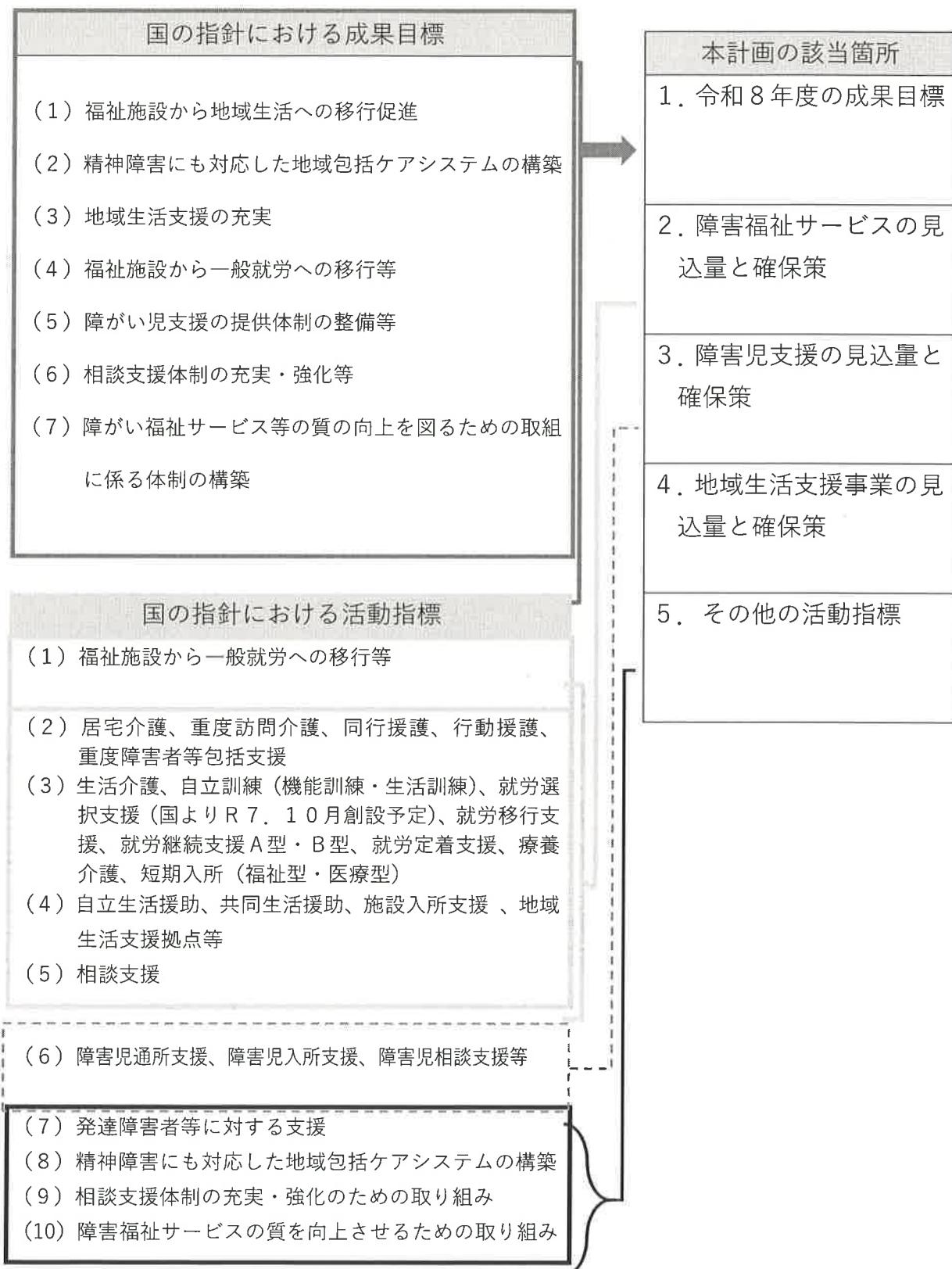
■サービスの全体像



国の指針と計画の構成

障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関しては、国から基本的な指針が示され、成果目標と、それを達成するための活動指標を見込むことが求められています。

国の示す成果目標と活動指標と、本計画の該当箇所は以下の通りです。



I. 令和8年度の成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1) 令和4年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- (2) 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、現在の利用者の状況等を勘案して設定します。

■ 成果目標

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数	14人	令和4年度末の人数
令和8年度末時点の施設入所者数	14人	令和8年度末の利用人員見込み
地域生活移行者	1人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。
施設入所者の削減	0人	令和8年度末までに削減する施設入所者数。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1)精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
- (2)令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。【目標設定都道府県】
- (3)精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続します。また、本村の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、以下の通り示されています。

地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、利根沼田圏域(昭和村、沼田市、片品村、川場村、みなかみ町)で設置した地域生活支援拠点について、今後は地域生活支援拠点の他の機能(緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能など)について、整備を進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1)令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- (2)併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、就労移行支援事業は、令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業は、概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業では概ね 1.28 倍以上を目指すことを基本とする。【新規】
- (3)令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数については令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。【新規】
- (4)就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。【新規】
- (5)このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施推進と就労選択支援（国が創設する新たなサービス）の体制の整備について進めることができ望ましい旨を記載。【目標設定都道府県】

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、現在の利用者の状況等を勘案して設定します。

■成果目標

項目	数値	備考
令和 3 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度末の人数
令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和 8 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和元年度実績の 1.28 倍以上。
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	1 人	令和 3 年度実績の 1.31 倍以上
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	0 人	令和 3 年度実績の 1.29 倍以上
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0 人	令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 8 年度末において一般就労意向者のうち就労定着事業の利用者（1.41 倍）
就労定着支援事業所の就労定着率		令和 8 年度末までに就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1)令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- (2)令和8年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (3)令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
- (4)令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- (5)令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、現在の利用者の状況等を勘案して設定します。

■成果目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	利根沼田圏域において設置済みのため、維持継続します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	利根沼田圏域において設置済みのため、維持継続します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	利根沼田圏域において設置済みのため、維持継続します。
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	利根沼田圏域において設置済みのため、維持継続します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	精神保健福祉士を1名配置させてなので、今後養成していく。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、以下の通り示されています。

令和 8 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化の活動指標を設定します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針では、以下の通り示されています。

令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築するための活動指標を設定します。

2. 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を保障します。

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除等の援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障がい・精神障がいで、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等、生活全般にわたる援助や外出時の移動支援等の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者の外出時において同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避する為に必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い障がい者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

■実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位等	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	8人	4人	4人	4人	4人	4人
重度訪問介護							
行動援護							
同行援護	延利用時間	49時間	27時間	27時間	29時間	29時間	29時間
重度障害者等包括支援							
居宅介護	利用者数	7人	3人	3人	3人	3人	3人
	延利用時間	42時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
重度訪問介護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
行動援護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用時間	7時間	3時間	3時間	5時間	5時間	5時間
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

■見込量の確保策

- ・ニーズや障害支援区分、生活環境などを勘案しながら、利用者が自立した生活を送れるよう、適切なサービス量の確保や提供に努めます。
- ・計画相談支援を通じて、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ・利用者自らが事業所等を選択できるよう、情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

障がい者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援（令和7年度（国）制度開始予定）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）を保障します。

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対して、主に昼間、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、相談・助言を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病患者等に対して、一定期間、自立した日常生活または社会生活が出来るよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に対して、一定期間、自立した日常生活または社会生活を営む能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活が出来るよう、一定期間、居住の場を提供して生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択ができるよう支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、適性に合った職場に就労・定着を図ります。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A型：雇用契約あり・B型：雇用契約なし)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設や児童福祉施設等に施設に短期間の入所を必要とする人に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対して、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
就労定着支援	利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

■実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	18人	19人	20人	20人	21人	21人
	延利用日数	391日	415日	425日	436日	458日	458日
自立訓練（機能訓練）	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日
自立訓練（生活訓練）	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数	29日	15日	15日	15日	15日	15日
自立訓練（宿泊型）	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労選択支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
就労移行支援	利用者数	1人	0人	0人	1人	2人	1人
	延利用日数	16日	0日	0日	16日	32日	16日
就労継続支援（A型）	利用者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人
	延利用日数	23日	35日	35日	39日	39日	39日
就労継続支援（B型）	利用者数	14人	16人	16人	17人	18人	18人
	延利用日数	291日	319日	319日	345日	365日	365日
短期入所（福祉型）	利用者数	0人	2人	3人	2人	2人	2人
	延利用日数	0日	5日	6日	5日	5日	5日
短期入所（医療型）	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数	0日	0人	0日	0日	0日	0日
療養介護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■見込量の確保策

- ・相談支援事業者や就労移行支援事業者等との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりなどに取り組みます。
- ・利根沼田自立支援協議会を通じて、一般企業、学校、福祉施設、ハローワーク等の関係機関との連携を推進し、職場の開拓、個々の障がい者に応じた支援計画の作成等、就職・職場定着を支援します。
- ・利用者の自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保に留意するとともに、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設等への契約を推進します。
- ・利用者自らが事業所等を選択できるよう、情報提供を行います。

(3) 居住系サービス

福祉施設の入所などから地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等、地域で生活するための支援を充実します。

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数	13人	16人	16人	19人	20人	20人
施設入所支援	利用者数	14人	14人	14人	14人	14人	14人
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■見込量の確保策

- ・入所施設から地域生活への円滑な移行を推進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、在宅生活における支援の強化に努めます。
- ・自立生活援助についてはニーズを探りながら、必要に応じて広域的な取り組みの中で新たな事業者の参入を働きかけるなど、サービスの提供体制の構築や確保に努めます。
- ・真に入所を必要とする障がい者が施設入所できるよう、待機者や入所中の障がい者の状況把握に努め、適切なサービスの提供を行います。
- ・利用者自らが事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

(4) 計画相談支援等

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用や障がい者の個別のニーズに対応する相談支援の提供体制を構築することが不可欠です。適切な保健・医療・福祉サービスにつなげて適切なサービスが提供されるよう、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題の把握と各種関係機関との連携に努めます。

■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している障がい者等が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居からひとり暮らしへの移行等で、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を行います。

■ 実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	14人	9人	11人	11人	11人	11人
地域移行支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■ 見込量の確保策

- ・利用者の状況や特性に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。
- ・計画相談支援を原則としつつ、セルフプランを希望する者に対しては、相談支援専門員との連携のもと、適切なセルフプランの作成を支援します。
- ・質の高いサービス提供が行われるよう、相談支援専門員の段階的な増員やサービス事業者との連携を図ります。
- ・利用者自らが事業所等を選択できるよう、情報提供を行います。

3. 障害児支援の見込量と確保策

(1) 障害児支援

障がい児については、「子ども・子育て支援法」に基づく教育、保育などの利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、「児童福祉法」に基づく障がい児支援などの専門的な支援の確保及び地域共生社会の観点から、保健・医療・保育・教育・就労等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。また、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援、障害児相談支援についても本計画に定め、計画に沿った取り組みを進めています。

■ サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進する事業です。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児、その他発達の気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある保育士が訪問し、本人や施設職員に対し専門的な支援を行う事業です。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等や、通所支援開始後に一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い見直し等の援助を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

■実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位	第2期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第3期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	4人	5人	5人	6人	7人	8人
	延利用日数	50日	68日	68日	83日	97日	110日
放課後等デイサービス	利用者数	9人	9人	9人	11人	11人	11人
	延利用日数	142日	122日	122日	171日	171日	171日
保育所等訪問支援	利用者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数	1日	0日	1日	1日	1日	1日
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日
障害児相談支援	利用者数	3人	2人	2人	2人	2人	2人
コーディネーターの配置	配置数	0人	0人	0人	0人	0人	1人

■見込量の確保策

- ・障害児相談支援を通じて適切なサービス利用の確保に努めます。
- ・コーディネーターの配置については、令和8年度までには配置できるよう、地域における医療的ケア児の把握をはじめ、ニーズ等を勘案し、配置する人材の確保や養成等の準備を進めています。
- ・子どもの発達の状況等に合わせて、保護者が事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業の実施にあたり、障害福祉サービスと組み合わせて実施することや、本村の特性や利用者の状況に応じた、柔軟な取り組みが必要になります。

このため、今後も地域の特性や障がい者のニーズを把握し、地域生活支援事業の充実を図っていくとともに、サービス提供事業所と連携しつつ、効果的・効率的に実施します。

(1) 必須事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等の自立した日常生活や社会生活を目指して、本人や家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障害福祉サービス及びその他のサービスを利用しつつ、障がい者の有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の幅広い支援を行います。
①基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
③住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者の制度利用が有効と認められ、経済的理由等により、申し立てをすることができない障がい者や親族を対象に、制度利用にかかる審判請求費用や後見人への報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や外部の専門職による支援体制の構築等、法人による後見活動を支援します。

サービス名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいがある者、または聴覚や音声・言語機能に障がいがある者とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	聴覚や音声・言語機能に障がい者とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を庁内に設置します。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）に対し、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器やストマ用装具等の自立生活支援用具等の給付や貸付、住宅改修等を行い、日常生活の便宜を図ります。
①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排せつ管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等 ストマ装具、紙おむつ等、収尿器 障がい者の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障がい者との交流を図るとともに、意思疎通支援を行う人材を育成・確保します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	就職が困難な障がい者の日中活動の場として、創造的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

■ 実績と見込量（1か月あたり）

サービス名	単位等	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
障害者相談支援事業							
①障害者相談支援事業	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②基幹相談支援センター	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
③基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
意思疎通支援事業（件、人／年）							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件
②手話通訳者設置事業	設置人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業（件／年）							
①介護・訓練支援用具	給付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
②自立生活支援用具	給付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
③在宅療養等支援用具	給付件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
⑤排泄管理支援用具	給付件数	175件	190件	198件	185件	190件	190件
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数	0件	0件	0件	1件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

サービス名	単位等	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第6期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	1人	2人	3人	3人	3人	3人
	延利用時間	23時間	60時間	227時間	230時間	230時間	230時間
地域活動支援センター	利用箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	利用者数	6人	5人	5人	5人	6人	6人

■見込量の確保策

- ・地域共生社会の実現に向け、障がい者等に対する理解を深めるため、障がい福祉に係る事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保しつつ、村民に理解しやすい企画・運営を行います。
- ・障がい者の地域生活への移行状況やニーズ等に十分に配慮し、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。
- ・安定したサービスや支援の提供に向け、研修等を通じて人材の育成・確保に努めます。

(2) 任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
日中一時支援事業 (登録介護者事業・サービスステーション事業)	障がい者の介護を行う保護者が一時的に介護をできない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者または、県へ登録を行っている24時間対応型サービスステーションに介護を委託することで、障がい児者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ります。 介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。
自動車免許取得費補助事業	肢体不自由の身体障がい者に対し、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
自動車改造補助事業	肢体不自由の身体障がい者が運転する自動車を当該障がい者の運転がしやすいように制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造をする場合、その改造費の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
医療的ケア支援事業	主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設または作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

■実績と見込量（1か年あたり）

サービス名	単位	第6期 実績値 (令和5年度実績見込み)			第7期 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用回数	216回	178回	237回	238回	241回	244回
登録介護者事業	利用時間	0時間	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間
サービスステーション事業	利用回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
自動車免許取得補助事業	利用件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自動車改造補助事業	利用件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
医療的ケア事業	利用回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回

■見込量の確保策

- ・地域における社会資源の実情やニーズ等を把握して必要に応じて実施していきます。
- ・事業の周知を図るとともに、ニーズに対応できるサービス事業者の確保に努めます。
- ・サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

5. その他の活動指標

(1) 発達障害者等に対する支援

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下記の通り設定します。

■ 活動指標

	令和5年度	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	0人	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人	1人
ピアサポートの参加者数	0人	0人	0人	0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下記の通り設定します。

■活動指標

	令和5年度	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	34人	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	2回	2回	2回

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1) 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
- (2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- (3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- (4) 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。

本村においては、国的基本指針や県の方針を踏まえた上で、下記の通り設定します。

■活動指標

	令和5年度	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有	有
指導・助言件数	3件	6件	9件	12件
人材育成の支援件数	3件	6件	9件	12件
連携強化の取り組みの実施回数	3回	6回	9回	12回

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

国の指針では、以下の通り示されています。

- (1)都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- (2)障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下記の通り設定します。

■ 活動指標

	令和5年度	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修の参加人数	4人	3人	3人	3人
共有体制の有無	無	無	無	無
実施回数	0回	0回	0回	0回

第6章 計画の推進体制

I. 計画の推進に向けて

(1) 包括的な支援体制による地域ネットワークの構築

本計画の推進に向けて、効果的・総合的な施策の推進を図るため、村民や関係機関との連携をより一層強め、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野に加えて、保健・医療・教育等の多様な分野との連携を強化します。

また、利根沼田圏域が一体となり、障がい者を取り巻く環境の整備や支える力を高める観点から、利根沼田自立支援協議会を地域ネットワークの中核に据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

(2) 推進体制の充実

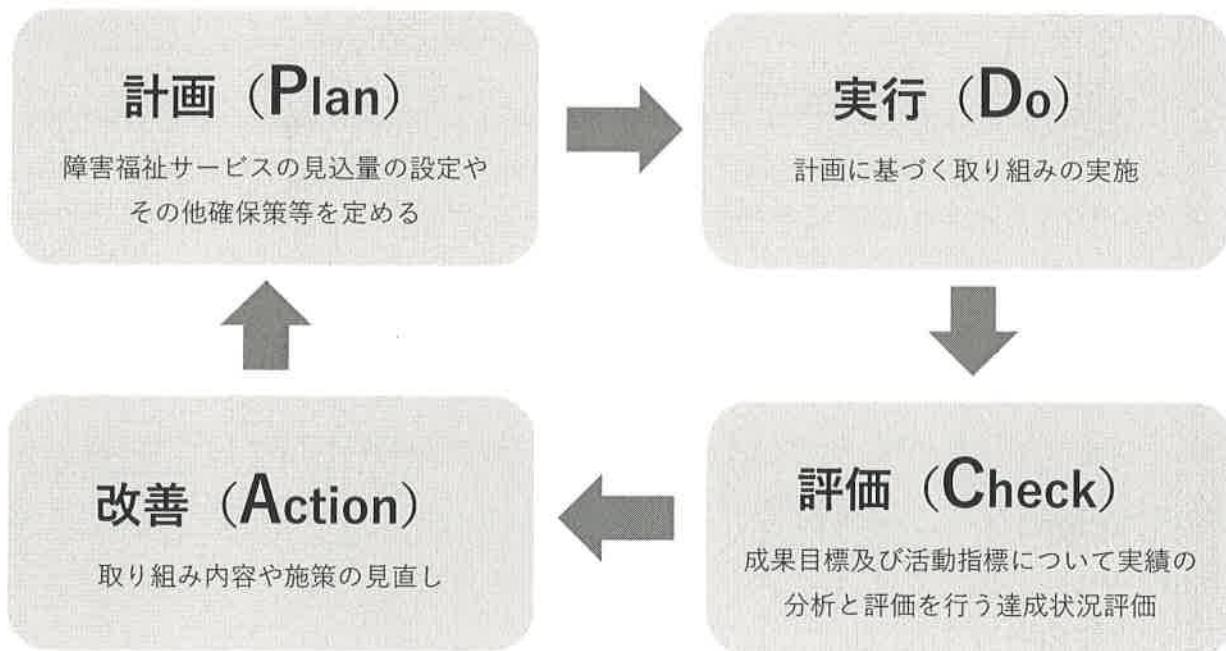
支援を必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、サービスの必要量の把握と確保に努めます。また、障害福祉サービス等の見込量の確保にあたっては、サービス提供事業所とも連携を密に行い、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進していきます。

2. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたって、計画の達成状況の点検及び評価を実施していくことが重要です。そのため、障害者自立支援協議会にサービス提供の進捗状況や各施策の進捗状況について報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、必要な事業の検討を行います。

本計画の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を繰り返すマネジメント手法である PDCA サイクルのもと、計画の達成状況の点検及び評価を実施することで、計画を見直し、改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。

■PDCA サイクルのイメージ



資料編

I. 用語の解説

あ行

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人への支援。手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣や必要な用具の給付等の事業がある。

一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われる。

医療的ケア児

医学の進歩の背景として、N I C U（新生児集中治療室）等に長期に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か行

合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使すること。

さ行

手話奉仕員

手話奉仕員養成事業において、奉仕人として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話をを行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されている。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人が就労したり、生活をしていくために必要な相談や支援を受けることを目的に設立された機関。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティ (Accessibility) は「利用のしやすさ」のこと、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。

身体障害者手帳

身体障がい者が「身体障害者福祉法に」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～ 6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に分けられる。

精神障害者保健福祉帳

平成 7 年 5 月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種支援政策を推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により重度から 1 級、 2 級、 3 級とし、 2 年ごとに精神障がいの状態について、都道府県知事の許可を受けなければならない。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断応力が不十分な人について契約などを代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようとするなど、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者。

ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立と排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう、という理念

な行

難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残す恐れの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群そのほか広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、そのほかこれに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ピアサポート

障がいや疾患、悩みなど同じような共通項と対応性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学び、具体的にどのような対応ができるのかを学習していくためのプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事務所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

や行

要約筆記

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝えられる筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍早くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行

療育手帳

児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの区分は、A 1（最重度）、A 2（重度）、A 3（重度「身体と知的の重複」）、B 1（中度）、B 2（軽度）となっている。

昭和村障がい者計画

第7期昭和村障がい福祉計画

第3期昭和村障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行日 昭和村

編 集 昭和村健康福祉課

〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

電話 0278-25-3285